

毎週火・金曜日発行（当日在休日におけるときは縦下発行）



第2号

平成18年

1月10日(火曜日)

り告示する。

平成十八年一月十日

香川県知事 真鍋武紀

市・郡の名称	人口
高松市	四一七、九八六人
木田郡	二八、七九四人
香川郡	三、五三七人
綾歌郡	四三、八九人

告示

目次

次

(○印は、県法規集掲載事項) ページ

地方自治法施行令の規定による高松市、木田郡、香川郡及び綾歌郡の人口

(自治振興課)

●平成四年香川県告示第八百一十一号（丸龜市、坂出市、善通寺市、觀音寺市、さぬき市及び東かがわ市における民生委員協議会の区域）の一部改正

(健康福祉総務課)

●平成十六年香川県告示第七百九十一号（民生委員の定数）の一部改正（二件）

(一)
(二)

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定等

漁港漁場整備法の規定による指定内容の改正

道路の供用開始（二件）

(水産課)
(道路保全課)

選挙管理委員会告示

公職選舉法施行令の規定による県議会議員の所属選挙区の変更

告示

香川県告示第十三号

平成十八年一月十日から木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町及び綾

歌郡国分寺町を廃し、それらの区域を高松市に編入することに伴い、地方自治法施行令（

昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条第一項第一号の規定による高松市の人口並びに

同令第百七十六条第一項第一号の規定による木田郡、香川郡及び綾歌郡の人口を次のとお

香川県告示第十四号	
平成四年香川県告示第八百一十一号（丸龜市、坂出市、善通寺市、觀音寺市、さぬき市及び東かがわ市における民生委員協議会の区域）の一部を次のとおり改正し、平成十八年一月一日から適用する。	
平成十八年一月十日	香川県知事 真鍋武紀
「及び東かがわ市」を「、東かがわ市及び三豊市」に改める。	表に次のように加える。
三豊市	高瀬地区
山本地区	高瀬町上麻、下麻、羽方、佐股、上勝間、下勝間、上高瀬、新名、比地中、比地
三野地区	山本町辻、河内、財田大野、神田
豊中地区	三野町大見、下高瀬、吉津
詫間地区	豊中町上高野、本山甲、本山乙、下高野、岡本、比地大、笠田笠岡、笠田竹田
仁尾地区	詫間町松崎、詫間、香田、大浜、積、箱、生里、栗島、志々島
財田地区	仁尾町家の浦、仁尾
財田町財田上、財田中	

香川県告示第十九号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第五項の規定に基づき、第一種庵治漁港の指定内容の一部を次のように改める。

平成十八年一月十日

香川県知事 真鍋武紀

所在地	漁港の区域	
	水	陸
高松市	高松市庵治町字荒浜六〇三三番に設置された標柱（イ点）から一八三度三〇分七二六メートルの地点（口点）に引いた線（イ線）、口点から一〇五度三〇分四三〇メートルの地点（ハ点）に引いた線（口線）及び陸岸により囲まれた海面	水域の欄に規定するイ線、同欄に規定する口線、同欄に規定するイ点から八度三〇分一〇〇メートルの地点（二点）に引いた線、二点から一六八度三〇分一〇〇メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から七〇度三〇分三五八メートルの地点（ヘ点）に引いた線、ヘ点から一四七度三〇分七三メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から六〇度七八メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から一五一度一七六メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から一六〇度二七八メートルの地点（ヌ点）に引いた線、ヌ点から一七八度三〇分九八メートルの地点（ル点）に引いた線、ル点から一九一度三〇分一五〇メートルの地点（ヲ点）に引いた線、ヲ点から二七七度三〇分五二メートルの地点（ワ点）に引いた線、ワ点から二四三度五八メートルの地点（カ点）に引いた線、カ点から一九五度三〇分一三三メートルの地点（ヨ点）に引いた線、同欄に規定するハ点からヨ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域。ただし、保安林を除く。
香川県知事 真鍋武紀	香川県知事 真鍋武紀	香川県知事 真鍋武紀

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月十日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十日

香川県知事 真鍋武紀

道路の種類	県道（主要地方道）
路線名	美馬塩江線（七号）
道路の区域	

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
高松市塩江町上西ノ一五四番一地先から	二七・六	一一二	平成十三年 香川県告示 第四百十六号で変更し た区域の一 部
高松市塩江町上西ノ一五四番一地先まで	三九・〇	一一二	

四 供用開始の期日 平成十八年一月十日

香川県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十八年一月十日から同月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十日

香川県知事 真鍋武紀

区間	道路の種類	国道（一般）
路線名	四百三十六号	
道路の区域		

香川県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき次のように道路

小豆郡池田町大字蒲生甲一 から	一八五番四地先	一三・〇
小豆郡池田町大字蒲生甲一 まで	一八四番一地先	一四・一
小豆郡池田町大字蒲生甲一 から	一四三四番一地先	一二・一
小豆郡池田町大字蒲生甲一 まで	一四三七番一地先	一二・六
小豆郡池田町大字蒲生甲一 から	一四五六番一地先	一〇・四
小豆郡池田町大字蒲生甲一 まで	一四三七番一地先	一三・六

平成十四年
香川県告示
第四百七号
で変更した
区域の一部

小豆郡池田町大字蒲生甲一 まで	一八四番一地先	一三・〇
小豆郡池田町大字蒲生甲一 から	一四三四番一地先	一二・一
小豆郡池田町大字蒲生甲一 から	一四三七番一地先	一二・六
小豆郡池田町大字蒲生甲一 から	一四五六番一地先	一〇・四
小豆郡池田町大字蒲生甲一 まで	一四三七番一地先	一三・六

小豆郡池田町大字蒲生甲一 から	一四三四番一地先	一三・〇
小豆郡池田町大字蒲生甲一 から	一四三七番一地先	一二・一
小豆郡池田町大字蒲生甲一 から	一四五六番一地先	一二・六
小豆郡池田町大字蒲生甲一 から	一四三七番一地先	一〇・四
小豆郡池田町大字蒲生甲一 まで	一四三七番一地先	一三・六

四 供用開始の期日 平成十八年一月十日

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第五号

平成十八年一月十日配当議員数が変更される香川県議会高松市選挙区、同綾歌郡選挙区に所属する県議会議員は、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第六条の規定により次のとおりである。

平成十八年一月十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

選挙区	住 所	
高松市選挙区	香川県高松市香南町岡三七一番地	綾田 綾
香川県高松市牟礼町大町六六八番地一〇	香川県高松市牟礼町大町六六八番地一〇	大西 邦美
香川県高松市香西本町一五二番地五	香川県高松市香西本町一五二番地五	小河 雄磨

綾歌郡選挙区	香川県綾歌郡綾南町大字北一四二〇番地一	水本 勝規	渡辺 智子	村上 豊	宮本 欣貞	松本 康範	藤本 哲夫	平木 享	竹本 敏信	高岡 哲夫	白川 容子	木村 嘉己	鎌田 守恭
	香川県高松市塩上町一丁目七番三〇												
	香川県高松市西植田町一九六一番地一												
	香川県高松市多肥上町一八八一番地三〇												
	香川県高松市塩上町一丁目七番三〇												